

国際医療福祉大学大学院の論文提出による博士の学位の申請及び審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、国際医療福祉大学学位規定第5条第2項の規定に基づく、論文提出による学位の授与申請及び審査に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(申請資格)

第2条 論文提出による博士の学位の授与を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学院博士(後期)課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ研究指導を受け退学した者(以下「博士課程満了者」という。)で、本学大学院研究生として在籍している者。
- 二 修士の学位を有し、本学の専任教員として3年以上の研究歴を有する者
- 三 次のいずれかに該当する者で、本学大学院研究生として1年以上在籍し、かつ外国語(英語)試験に合格したもの
 - ① 大学院博士前期課程又は修士課程を修了し、専攻学術に関する4年以上の研究歴がある者
 - ② 大学を卒業した者で専攻学術に関する7年以上の研究歴がある者
- 四 研究科会議において前3号と同等以上の専攻学術に関する研究歴を有すると認めた者

2 前項第3号に規定する研究歴は、次の各号に該当するものとする。

- 一 大学、研究機関、臨床機関、衛生行政機関等において常勤職員として研究に従事した期間
- 二 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間
- 三 本学の大学院研究生として研究に従事した期間
- 四 研究科会議が前3号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(学位論文の提出)

第3条 前条の規定に基づき学位の授与を申請する者は、次の書類を研究科長に提出するものとする。ただし、研究科長は、審査に必要な部数の追加を求めることができる。受理した学位論文等は返還しない。

- 一 学位申請書
- 二 論文目録
- 三 学位論文 3部
- 四 副論文
 - 博士課程満了者は、1編以上
 - 大学院博士前期課程又は修士課程の修了者は、2編以上
 - 大学卒業者は、3編以上
- 五 論文要旨(様式適宜として2000字以内) 3部
- 六 履歴書
- 七 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し(大学院修了証明書又は学位記の写し)
- 八 研究歴証明書

2 前項の規定にかかわらず、本学において専攻学術に関する研究歴がある者については、前項第7号及び第8号に関する書類(本学以外の研究歴を証するものは除く。)は必要としない。

3 審査のため必要があるときには、訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。

(紹介状の添付)

第4条 前条により学位論文を提出しようとする者は、このほかに、本学大学院教員のひとりによる紹介状を提出しなければならない。ただし、当該研究科長が認めた場合は、その限りではない。

2 前項の紹介状を書くことができる教員は、准教授以上の職位にある者とする。
(学位論文申請の時期)

第4条 学位論文の申請時期は、年2回(5月と10月)とする。
(学位論文)

第5条 学位論文は、1編とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 未発表論文であるもの
- 二 既発表論文にあつては、5年以内に発表されたもの
- 三 著書となっている場合、論文の形式となっているもの
- 四 査読制度のある学術誌に投稿し、掲載又は掲載を許可されたもので、筆頭著者でありかつ原則として原著であるものとする。共著の場合は、筆頭著者であり、かつ申請者以外の共著者全員から学位論文提出の承諾を得ていること
- 2 副論文は、査読制度のある学術誌に投稿し、掲載又は掲載を許可されたもので、主論文研究を実施するうえで求められる基本的な学術的知識および研究基礎力を備えていることを示すものであること。
- 3 副論文は、申請者が原則として筆頭著者であり、かつ原著、総説あるいはそれに匹敵する内容であること。

(外国語試験)

第6条 第2条第1項第1号、第3号、及び第4号により申請する者については、外国語(英語)試験を課するものとする。ただし、本学大学院の博士課程満了者の場合は、当該試験を課さないものとする。

2 外国語試験に関する試験日及び検定料は、別に定める。

(論文審査料)

第7条 論文審査料は、別表のとおりとする。

2 受理した論文審査料は、理由の如何を問わず返還しない。

(申請資格要件審査)

第8条 第3条の規定による論文の提出があつたときは、研究科会議は、第2条に係る申請資格について審査を行うとともに、申請者が提出した書類に不備のないことを確認し、学位授与の申請を受理すべきか否かを決定して申請者に通知するものとする。

(審査員)

第9条 研究科長は、第8条の審査において学位を申請する資格要件を有すると認められた者が学位論文を提出したときは、当該論文を研究科会議に付議する。

2 研究科会議は、学位論文が審査に付されたときは、当該研究科の教員のうちから、3人以上の審査員を選任し、学位論文の審査及び学識試験を委託しなければならない。

3 研究科会議が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず本学の他の研究科の教員又は過去に本学の教員であつた者を、学位論文の審査及び試験の審査員を委嘱することができる。

4 研究科会議が必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず他大学の大学院等の教員等に学位論文の審査員を委嘱することができる。

5 研究科会議は、第2項の審査員のうち1人を主査として指名しなければならない。

(学識試験)

第10条 学位の授与を申請した者については、学位論文審査のほか、専攻学術に関し、博士課程を修了して学位を授与される者と同様以上の学識を有することを確認するための試験を行うものとする。試験の方法は、研究科会議において定める。

2 前項の規定にかかわらず、大学院の博士課程満了者が退学の日から3年以内に論文を提出した場合には、口頭試問をもって替えることができる。

(審査結果の報告)

第11条 博士の学位に関する審査及び試験が終了したときは、審査員は、速やかに審査の結果及び試験の結果について文書をもって研究科会議に報告しなければならない。

2 前項の文書は、「博士論文の審査結果の要旨」とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 第2条(申請資格)の規定は、平成25年度以前の博士課程入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 論文審査料は、次のとおりとする。

第2条第1項第1号に該当する者	500,000 円
第2条第1項第2号に該当する者	300,000 円
第2条第1項第3号に該当する者	300,000 円
第2条第1項第4号に該当する者	1,000,000 円

※ 第2条1項第1号に該当する者のうち、本学大学院の博士課程満了者が申請する場合には、論文審査料は、300,000円とする。ただし、本学大学院の博士課程満了後3年以内の者については論文審査料を徴収しない。